

○議長 内海 猛年君

次に11番、川上議員の一般質問を許します。川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

日本共産党の川上です。一般質問を、発言通告に従って行います。

まず第1に、柏原漁業周辺の環境整備について伺います。

町では、芦屋港活性化計画に基づき、芦屋港のレジャー港化を進めています。これを中心にして、近隣市町村からの集客力の強化をし、町内の回遊性の促進を図るとしています。芦屋町では、集客力の高いイベントや歴史資源が豊富であり、これらを活用し地域活性化を進めることが必要であると言っています。そこで、伺います。

第1に、平成11年当時、洞山に遊歩道を設置する計画があり、試作品による耐久性等の調査が行われたが、設置には至らなかった。その後、洞山は洞穴が崩落の危機にさらされていたが、町民との協働で修復され今では多くの観光客が訪れている。しかし足場は岩盤ではなく、転倒の危険性が伴っている。当初の遊歩道を設置する計画はどうなったかをまず伺います。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

遊歩道の計画につきましては、平成11年度から13年度にかけて当時の漁港環境整備事業補助金を活用した事業計画が検討され、素材の耐久性などを確認するための試験設置なども行われました。

しかし、その後の検討の中で、散策道の設置につきましては設備に漂着するごみなど、維持管理に問題がある等の理由から、計画を断念したと伺っております。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

そういった理由でですね、その当時はできなかったわけなんですけど、当時はですね、地の御堂の堂山から、奥の洞穴の洞山までを通すという計画でした。

御手元に配布している資料がありますので資料1を御覧ください。

これは、耐久性とかそういったものを見るために設置した試作品ですが、20年たった今でもですね、4基設置されてたんですけど、2基は完全な形で残っております。そして手前にある茶色の板についてはですね、当時のままと変わらない状況でですね、老朽化もしてないという、そういった状況です。洞山の洞穴が整備されて案内板が設置され、多くの観光客が訪れています。

令和5年第3回定例会（川上誠一議員一般質問）

高齢者や幼児も多く、足場が悪いので、転倒の危険性もあります。

資料2を御覧ください。

これは漁港整備計画の中で、今回ですね整備された、西側防波堤です。これもですね整備されてですね、段差も解消されている状況です。

芦屋町ですね、第2期芦屋町観光基本構想の中ではこう言ってあります。まず、基本理念として、「芦屋町は、響灘に面する海岸をはじめとする美しい自然や、独自の歴史文化など豊富な観光資源を有しています。これらを活かした観光まちづくりを進めていくため、観光の質を高め観光客の満足度向上を図るとともに、地域経済の活性化や生活環境の向上など、住民にとって住みよいまちづくりにつなげることで、持続可能なまちづくりに寄与していくことを目指す必要があります。」としています。

そして、基本施策の3では、魅力を活かしたアクティビティの提供ということで、「関係団体・事業者と連携し、ウォーキングやドライブをはじめとする芦屋町の魅力が味わえるおすすめスポットや回遊ルートを設定するなど、楽しみ方を提供するとともに、それを周知することで町内回遊客の増加を図ります。また、響灘に面する美しい海岸を活かして、利用者のニーズを捉えた新たな取り組みや既存事業の内容を充実させ、海洋性レクリエーション活動を推進します。」という、こういったふううたっています。

3を御覧ください。

整備された西側防波堤から洞穴の前の状況ですけど、まず、消波堤からですね、洞穴の100メートル程度ですが、ここに遊歩道を設置すれば観光客にとっての利便性は大きく改善するのではないのでしょうか。

今回はですね、地の堂山については町に寄付し、東側にですね、歩道ができ、観光客はそれを利用していますので、この消波堤から洞穴の洞山の100メートル、これについての設置を考えるべきじゃないかと思いますが、その点について伺います。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

堂山に自然遊歩道を設置してはどうかということですが、令和3年第3回定例会の萩原議員の一般質問にもございましたが、観光客の安全と利便性向上につながる遊歩道等の設置に関しまして要望を受けており、現在、実施計画に計上し、検討を行っているところでございます。

また、第2期芦屋町観光基本構想におきまして、洞山につきましては回遊性レクリエーションエリアとして、観光客にとって魅力向上につながるよう検討を行うこととしておりますので、先ほど議員より御提案をいただきました内容も踏まえ、洞山周辺の整備について検討を進めていき

令和5年第3回定例会（川上誠一議員一般質問）

たいと思っております。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

今後ですね、ぜひそういったところを実現できるようにしていただきたいと思ひますし、また、資料のですね、2ページ目の10を御覧ください。

これは町によりですね、回収された漂着ごみを撮った写真ですが、ここはですね、埋立てが行われて現在は町有地となった場所です。この手前のほうにですね、元はトイレもあったんですけど、老朽化して現在は閉鎖されております。この町有地にですね、やはり、トイレが必要ではないかと思ひます。離れたトイレは堂山トイレまではやっぱり400メートル、500メートルぐらいありますんでね。

ぜひ、ここにですね新しいトイレと、そしてまた休憩できるようなですね、あずまやみたいなものを設置すること、こういったこともですね、計画の中に入れるべきではないでしょうか。その点について伺ひます。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

当該箇所につきましては具体的な整備計画等は現在ございませんが、敷地内にあります老朽化したトイレにつきましては、防犯面や景観なども考慮し、今後、撤去する方向で考えております。

なお、議員御提案のトイレとあずまやの設置につきましては、現在検討中の堂山周辺の整備とも関連するものと考えますので、先ほどの遊歩道の提案とあわせて検討させていただきたいと思ひます。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

ぜひ実現するよう努力していただきたいと思ひます。

それでは件名2のですね、漁港の敷地内にある排水のための集水桝は近年の集中豪雨のためオーバーフローし、敷地が水没し漁具倉庫が水に浸かることが頻繁に起こっている。今年の7月にも二度、漁具倉庫が水没している。この原因はどこにあるのかを伺う。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

柏原漁港敷地内にあります漁具倉庫が水没する原因ということでございますが、漁具倉庫は周囲の敷地と比べ、一番低い位置にあるため、必然的に水が集まる条件となっていることが一番の原因であると考えております。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

実際、敷地が低いということもありますが、資料のですね1ページ目の4を御覧ください。

これは今年6月の豪雨による漁協周辺の状況を撮ったものです。

この4のですね、電信柱の横に大型のですね、集水枿があります。それともう1つ、この左手のですね、柱のところにも大型の集水枿が2つあります。これがですねやっぱり集水枿からですね、雨水が吹き上げているという状況が映っております。これによって漁具倉庫が水没し、30センチほど浸かっています。漁具倉庫は漁具や冷蔵庫など、また、住宅材の木材、こういったものが保管されているという状況です。

次にですね、5を御覧ください。

5はですね、敷地内に暗渠排水管が施工されていることを示す町の施設平面図です。これはよく分からないのでですね、議長の許可を得ましてこれを拡大したのが、一番最後にあると思います。これをですね、赤い線がありますが、これの内側についてはですね、漁協の敷地になります。外は町有地になります。

資料6を御覧ください。

手前の平面図のところにてですね、町の集水枿があります。それともう1つ手前に、漁港の集水枿って文字が入ってる、この手前にですね、やはり町の集水枿があります。

これが、この地図で言えばですねBとCですね。

それと、もう1つ、6の図のですね、奥に黒い車がとまっていますけれど、ここにもですね、町の暗渠から出た水の集水枿があります。

こういったですね、集水枿が資料7、8のところの集水枿なわけです。この集水枿がですね、4の写真のように大雨になったときにはですね、漁協の集水枿から噴き出て、そして側溝やですね、暗渠排水管を流れ柏原漁港内にある10の集積枿に送られているという状況です。

つまり、Dの集水枿は柏原地区に降った雨を流しているA、B、C、それとAの左手にある2つの側溝、こういった水がですね、全部このDの集水枿に集中しているということになります。

令和5年第3回定例会（川上誠一議員一般質問）

それによってですね、敷地内に降った雨も合流して、集水桝の許容量をオーバーし集水桝をあふれて漁具倉庫付近が水没するという、こういった仕組みになっています。

それで伺いますけど、芦屋町では、この異常気象による線状降水帯による豪雨災害等はまだ起こっていませんけど、やはり今後で起こるであろうそういった集中豪雨に対してですね、水害に対する対策を強化する必要があります。

柏原地区にですね、100ミリを超える豪雨が降ると、現状の配水施設では漁具倉庫の水没等は避けられないというふうに思います。こういった対策についてどう考えるのかを伺います。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。都市整備課長。

○都市整備課長 小田 武文君

お答えします。

近年のゲリラ豪雨的な降り方をいたしますと、雨水を吐ききれずに一時的に冠水してしまう箇所があるのも事実でございます。

この漁具倉庫付近につきましては、土地が周囲より低いことが一番の原因であるというふうに、雨水がたまりやすい一番の原因であるというふうに考えております。

この漁具倉庫への被害を抑えるため、最少の経費で最大の効果を上げるための方法といたしましては3点ほど考えられるんじゃないかと考えております。1点目には、倉庫への浸水を食い止めるための止水盤を設置する。2点目には、倉庫内の主要な設備、冷蔵庫とかがあるようでございますが、これらをかさ上げする。3点目には、この低いところに桝を設置し、排水ポンプを用いて西方の海岸側のほうにホースを延長して排水する。このような方法が考えるのではないかと考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

そういったですね、いろんな方法も考えられると思いますが、やはりこういった被害に遭うのは漁協の方々です。そういった点では漁業組合の組合員、当事者のですね、意見をよく聞き、そして、そういった話合いをする場を持ちですね、町としても支援の在り方を検討すべきではないかというふうに考えますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

お答えします。

漁港内の雨水対策については、先ほど1つ御提案も話が出ておりましたが、漁協が主体になるべき事業ということもございます。漁協とも今後も話合いの場を設け効果的な対策案と一緒に検討するなど、問題解決に向け町としてもできる協力を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

ぜひですね、当事者の声をよく聞いて、そしてそういった声の実現できるようにですね、対応していただきたいと思いますが、先ほどのですね、指摘のように、D桝には5本の側溝と1本の暗渠管がつながっております。そして柏原区の雨水が、ほとんどがですね、これに流入しているというそういった状況があります。

ですから私は、抜本的な対策としてはですね、漁協内のDに雨水を送ることは廃止し、Aの雨水桝から、このサイクリング道路が通ってますんでですね、このサイクリング道路下に大型の暗渠を通して、そして西方の海岸に、柏原地区に降った雨水についてはそこを排水するという、こういったことをですね、検討することが必要じゃないかと思います。

なぜならやはり、この一番下流のですね、雨水桝が増水すれば、上流のですね、排水にも大きな影響を与えるという問題です。

そしてまた、この平面図にあるですね、E、これは西方海岸のほうにですね、土管で水を流してるんですけど、このE自体はですね、干潮時には土管が海面上に出ますけど、満潮になるとですね海面の中に沈んでしまうんですね。

そうすれば当然、海面の海水が逆流して上がってくるという、そういった状況になりますんで、集中豪雨と満潮が重なればですね、やはり大きな被害が出るということは考えられます。

そういった点ではですね、これを、柏原地区に降った水は、町の責任として西方海岸の暗渠を通して流していくという、そういったことをですね、提案したいと思います。

それと関連してですね、9を御覧ください。

9はですね、これは柏原漁協の横の道なんですけど、これもですね、7とか8の写真の下にあるんですけど、7とかですね、8とか、そういったところの側溝ではけ切れない水は上へ出て道路を伝ってですね、流れてきます。この7の坂道なんかはですね、集中豪雨が降ると、もう川によって流れている状況です。そういった水が一番、その下にある柏原漁港のところの9にですね、流れていって、今回の夕方から降った夕立の雨でですね、この水道メーターと書いてありますけど、ここら近所がですね、約50センチほど陥没して、そしてもう浮いてる状態でしたし、土砂

令和5年第3回定例会（川上誠一議員一般質問）

も相当削られて道路に流れるという状態でした。これは漁業者がですね、出てからですねこの修理した後なんですけど、その後ですね、今度は陥没部分というのありますけど、アスファルトがですね、陥没しているという状況も生まれました。アスファルトの陥没があった、また2段にすればですね、今度はここには水道管も通ってるけど、今度は水道管がですね、破裂してですね、漏水するという、そういったことも起こってます。

そういった点ではですね、この、やっぱり土砂がえぐられるという、そういった状況がですね、この水道管の水漏れについても関連しているんじゃないかというふうに思います。

このアスファルトのところには、確かに漁協の有地なんですけど、ここにはですね、図面にもあるように暗渠管もですね、通っているわけです。そういった点では、個人の有地だけじゃなくて、やっぱり町も利用しているという有地になります。こういった被害に対してですね、町のほうに相談すると、これは民有地の問題であるから対応はできないというそういった対応です。

しかし、やはりこの暗渠が通っているという、そういった問題を見てもですね、町の対応としては何らかのことを考えるべきだというふうに思います。とにかく水はですね、上から下に流れるという性質を持ったものですから、これによってですね、法的な責任が町にあるとは言えませんが、やはり、行政としてもですね、このような被害に対して何らかの対策を考えるべきではないかと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。都市整備課長。

○都市整備課長 小田 武文君

それではお答えいたします。

道路表面を雨水が流れることが直接的な原因としてアスファルト舗装を削ったり、また、道路を陥没させたりすることはございませんが、該当箇所付近の道路表面を流れる雨水対策としましては、道路に新たに横断側溝を通すなどの効果的な方法を検討、それから実施していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

対策はですね、やはりそういったことに関するプロの方が考えるべきだと思いますが、とにかくやっぱりそういった当事者の意見これをやっぱり十分に聞いてですね、町としての支援の在り方ということですね、検討していただきたいと思います。

続きまして3に移りたいと思います。

令和5年第3回定例会（川上誠一議員一般質問）

柏原漁港区域は毎年の集中豪雨や台風による豪雨で、遠賀川上流から流木や葦、ペットボトル、アルミ缶などが漂着し、漁業操業への障害や漂着海岸の景観に大きな影響を与えている。町もごみや流木の撤去の対策を行っているが、漂着してから撤去を開始するまでは時間がかかり、作業を始めるときには漂着ごみは海に流されて無くなってしまっている。機動力を持った漂着ごみの回収対策を行うべきではないか。この件について伺います。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

それではお答えいたします。

漂着ごみへの対応については、県の補助金も活用し、台風や大雨の後に漁港区域内に漂着したごみの回収及び処分を業者委託により行っております。今年7月の大雨の際も、発注方法の工夫や回収が容易となる箇所の選定など、早期の対応に努めたところでございます。

しかし、一部の箇所については業者への依頼は完了していたものの、潮の干満により作業前に漂着ごみが流れてしまったという事案が発生いたしました。

担当課としても、漂着ごみへの対応は今後も早急に行う必要があると考えておりますが、業者選定に係る事務や業者の御都合等もございますので、できるだけ早期に着手ができるよう効率的に事務を進めていきたいと考えております。

また、漁港区域内に漂流した流木等の回収につきましては、漁業への影響を考え対応する必要がありますので、協力体制や対応策などについては漁協と協議を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

今回のですね、大雨でも相当のごみが流出したわけなんですけど、資料のですね、2の10を御覧ください。

これは、先ほど今課長が答弁したように、割と早い対応をしてですね、洞山の流木とかですね、漂着ごみ、こういったものをですね、回収して洞山の町有地に保管している状況です。ほかにも、西方海岸のですね漂着ごみについても、ある程度早い対応で回収することができました。でも、残りのですね、半分がですね、そのままに置かれておいて、その後何日たっても回収されずにですね、日にちがたつにつれて大潮を迎えてですね、全て流れ出たという状況が生まれました。

これは、資料2のですね、11、12の状況ですけど、せっかく漂着しとったごみがですね、大

令和5年第3回定例会（川上誠一議員一般質問）

潮でから、これもう全て回収されずに海に流れ出したというこういった状況です。

これらのごみはですね、漁業者の網に絡んだり、航行する船のプロペラを損傷したり、船のエンジンの冷却水に紛れて、エンジンの故障を起こしたりしています。

また、過去の経験にあるようにですね、台風や大しけにより、ペットボトルや空き缶プラスチックごみなどがですね、幾度となく海岸にですね、漂着し、多くのボランティアによりですね、回収されていることが繰り返しています。

また、これらが原因でマイクロプラスチックが発生し、世界的な環境汚染が問題にもなっています。海岸に漂着するごみは、そういった流出ごみの全体の20%だと言われています。残りのごみは全部ですね、海底に沈んでしまうような状況です。そうした漂着ごみでもですね、少しでも多く回収するためには、やはり迅速に対応する必要があります。

この間、芦屋町でも予備費を使ってですね、漁業者を活用しごみの回収を行ったことがありましたが、そういった仕組みをつくることはできないのか、それについて伺います。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

先ほどもお答えしたところでございますが、漁港区域内に漂流した流木等の回収、こういった対策等につきましては、今後の協力体制や対応策など、漁協さんともですね、お話を今後やっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

漁業者もですね、自分たちのなりわいを守るということでですね、そういったところのことに對して協力はできるというふうに思います。

この前テレビでですね、やはり、全国でやっぱりこの漂着ごみ、沈殿ごみが問題になってますが、伊勢湾でですね、沈殿ごみを回収するためにですね、漁業者が魚をとる網ではなくてごみを回収する網を仕掛けてですね、ごみを回収していつているという、そういった国の事業が紹介されていきました。

やはりこの漂着ごみについてはですね、やっぱり本当に全国的にも大きな問題になっています。漂着ごみのほとんどがですね、これは芦屋から出たものではなくて、遠賀川の流域から、上流から流れてきているものです。

遠賀川流域の自治体でですね、この問題について、ごみ対策の基金を積み立てるという、こう

令和5年第3回定例会（川上誠一議員一般質問）

いったことをやって対応するということが出されておりますが、こういったですね、基金を使って海岸への漂着ごみを回収する、そういったことに活用はできないのか、その点について伺います。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。環境住宅課長。

○環境住宅課長 村尾 正一君

柏原漁港区域内に漂着しましたごみの回収費用に基金を活用することができないかについてお答えいたします。

まず、遠賀川水系水環境保全・再生推進協議会基金について少し御説明いたします。基金が設立された目的でございますが、河口堰が全開されたときに河川から流出したごみの被害を最も受ける、芦屋町柏原漁港区域のごみ処理費用を流域市町村等で負担することとしたものでございます。国・県・流域市町村による負担割合でございますが、芦屋町が負担したごみ処理費用の総額から補助金を除いた費用について、それぞれ3分の1を負担することになっております。令和2年4月1日から施行されております。

なお、川上議員がおっしゃられております海岸の漂着ごみの回収に活用できないとのことですが、使用目的が河口堰を全開した場合に限られております。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

今の課長の答弁ではですね、そういった基金について活用するような合意もできているということですが、「使用目的が河口堰を全開した場合に限られております。」ということで、河口堰の門が水門が8つあると思いますが、それを全て開けないとこの基金の活用はできないという、そういったことではあるということならばですね、この基金はあっても使うことはほとんどできないという、そういった絵に描いた餅であるじゃないかと。

やはりこういったことではですね、あまりにも官僚主義ではないかと私は思います。やはり、流出したごみの被害の実態に応じてですね、基金を活用すると。8つ全部開けなくても、6つ開けてもごみが流れ出て、漂着して漁業者が、芦屋町民は迷惑をし、また、ごみを回収するのに芦屋町のお金を使う上流の方々が出したごみの処分をですね、芦屋町の町民が、担うということはやっぱりちょっと理にかなわないんじゃないかというふうに思っております。

やはりこういったことをですね、やっぱり被害の実態に応じて基金を活用するという内容にしないといけないと思いますが、こういったことをやっぱり関係団体に、基金の活用の在り方を見

直すということが求められてるんじゃないでしょうか。

そこで町長にお伺いいたしますけど、町長はですね、この間もですね、この流域、遠賀川流域の会議の中でですね、被害の実情を訴え、こういった基金を使うことに強く働きかけてきたと思いますが、現状ではですね、実態に応じた使用はできないということになってはいますが、さらにですね、この流域の会議の中で、こういったことが解決できるように働きをかけてもらいたいと思いますけど、その点についてはいかがでしょうか。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 波多野 茂丸君

今の川上議員からの質問に対してお答えしたいと思います。

これはもう、この問題はもう随分昔から随分年月をたっておるわけでございますし、まずは遠賀川から流出するごみにつきましては芦屋町だけでは解決できるものではなく、流域市町村、遠賀川流域の組合というかそういう組織があるんですが、河口の町である芦屋町につきましているんな節目節目で訴えてきた、今も訴えてきておるわけでございます。

随分、10年か7～8年前にいろんな、そのかいあって、流域の皆さん方の御理解もできまして、基金というものが、先ほどからの基金が創設されたわけでございます。

これはお金の問題ではなく、一つのきっかけづくりだと私は思っております。認識していただく、流域の市町村に、あなたたちが——、あそこの遠賀川の護岸のところには草を刈ったり、木を切ったり、ごみを捨てたり、そのごみは全部芦屋に流れてきてるんですよということの訴えが届いたのではないかと思っております。これを契機に不法投棄、環境問題、遠賀川河川の清掃活動など、積極的に行うなど流域住民の意識改革が取り組まれてきております。

最近コロナの関係で、ここ何年かはないんですが、一斉清掃のときにやっぱり流域の市町村の方が数多くおいでになられて、ごみの処分という形で協力をいただいております。

しかし、今後河口堰を全開するしないにかかわらず、ごみの流出量が増えた場合は芦屋町における費用負担も増えることから、今度また遠賀川流域リーダーサミットがございますので、遠賀川水系水環境保全・再生推進協議会など、機会をとらえて、この基金の運用、川上議員が言われました基金の運用をもう一度、再度、いろんな課題を訴えて、現実、柏原地域の洞山地域のところで置かれた現場のことをですね、説明申し上げてですね、運用の課題として訴えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

ぜひですね、遠賀川流域サミットでもですね、そういったことを主張していただいて実現できるようにしていただきたいと思います。

続きましてですね、国民健康保険税の子供の均等割について伺います。

国民健康保険の保険料は市町村ごとに決められ、世帯単位で徴収されますが、この保険税が高過ぎて払えないことが各地で大問題となっています。

例えば中小企業の職場に勤める人が加入している協会けんぽと比較してみると、給与収入400万円未満の夫と無職の妻共に30代の夫婦に子供、小学生の子供2人の4人世帯の場合、保険料年額をですね、国保運営協議会の資料を基に試算すると40万5,400円となります。

同じ世代が協会けんぽに加入していた場合は19万5,264円です。

国保料の高さは明瞭で、同じ収入家族構成の世帯が加入する医療保険が違うだけで保険料負担が2倍違うというのが、まさに制度間の格差不公平です。そんな中で国民からの強い批判を前に、2022年から就学前の子供の均等割を半額に軽減する仕組みを導入しました。

ただ、この措置は免税ではなく半額で、小中高校生には何の恩恵もないなど高過ぎる保険料の引下げの根本的な解決にはなっていません。全国自治体、全国町村会などは子供の均等割問題の根本的解決を図ることを国に求めています。そこで伺います。

1、国は2022年より未就学児の均等割を半額助成しているが、対象人数は何人なのか、これに伴う町の負担は幾らになるのかを伺います。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。税務課長

○税務課長 水摩 秀徳君

まず国民健康保険税の算定について御説明をさせていただきたいと思います。国民健康保険税は国民健康保険の財源に充てます医療給付費分、後期高齢者医療制度の財源に充てる後期高齢者医療支援金分、介護保険の財源に充てる介護納付金分という3区分がございます。税額の計算に当たっては、先ほど申しましたこの3区分ごとに、加入者の所得金額などに応じて算出する所得割、加入者1人ごとに加算される均等割、1世帯ごとに加算される平等割、これらで算出を行いまして合算した額が税額となっております。

なお、それぞれの区分ごとに上限が設定されておりまして、一定の所得金額に応じて7割、5割、2割の軽減措置がございます。

次に未就学児軽減について説明させていただきます。これは全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法の一部を改正する法律の公布に伴いまして、子育て世帯の経済的な負担軽減の観点から、未就学児に係る国民健康保険税の算出方法のうち均等割、これを5割軽減する

令和5年第3回定例会（川上誠一議員一般質問）

もので、令和4年4月1日から施行しているものでございます。

御質問にあります、芦屋町の令和5年度課税におけます未就学児5割軽減対象者につきましては、令和5年6月30日現在で67名、対象世帯数は50世帯、これに伴う軽減している額につきましては約56万円となっております。

ただし、この軽減に伴う公費負担の割合というのは国が2分の1、県と町がそれぞれ4分の1となっておりますので、未就学児5割軽減に伴う芦屋町の負担額は約14万円となります。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

一応、50%の軽減割で町の負担は約14万円ということですが、それでは、これを18歳以下の子供の均等割を全額免除した場合、人数は何人なのか、また財源は幾らかかるのか、これについて伺います。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。税務課長

○税務課長 水摩 秀徳君

同じく令和5年6月30日時点の国民健康保険税課税世帯のうち、18歳以下の人は273人、課税世帯数は144世帯となります。これらを基に議員の質問の件につきまして試算をしたところ、18歳以下の人の均等割の総額、約472万円となります。この額から既に実施されてます未就学児軽減によります国県の負担額、先ほど申しました額を差し引いた額が、実質の芦屋町の負担額となります。その額につきましては約430万円となります。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

それではですね、430万円ということですが、これは恐らく芦屋町の一般会計からすればですね、0.05%ぐらいだと思いますけど、こういったですねことを、18歳以下の子供の均等割を全額免除するという、こういったことを芦屋町でできないのでしょうか。それについて伺います。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。住民課長。

○住民課長 溝上 竜平君

それでは、18歳以下の子供の均等割全額免除につきましては、国民健康保険税の改正などを審議する芦屋町国民健康保険運営協議会を所管しております、住民課からお答えさせていただきます。

まず最初に、町独自で18歳以下の均等割額を減免することの可、不可について結論から申し上げます。現状、法律や町の国民健康保険特別会計の財政状況などを踏まえると、実施は困難であると考えております。この判断に至った理由といたしましては、法的な課題が2点。財政状況に起因する課題が1点ございますので、今から、これら課題について説明していきたいと思えます。

1点目は、国民健康保険制度は比較的自由度の高い自治事務にあつて、法律、政令により事務処理が義務づけられている制度となっております。これにより、我々地方自治体は法律に基づいた運用が求められており、国は地方自治体が独自に減免等を行うことについて、制度の立てつけ上、好ましくないと判断しております。

2点目は減免規定についてです。国民健康保険税の減免規定は条例で定められているものの、その根拠法令は地方税法となります。地方税法における減免規定には、災害、貧困等ございますが、子育て支援に関連する項目はありません。条例の制定に当たっては、法律の範囲内で制定しなければならないというルールがございますので、条例に法律で規定されていない子育て支援に関する減免項目を設けることはハードルが高いと考えております。

最後に、国民健康保険特別会計の財政状況についてです。本町の国民健康保険特別会計は、慢性的な赤字状態にあり一般会計から赤字補てんを目的とした法定外繰入金を毎年受入れております。しかし、国は地方自治体に対し、赤字補てんを目的とした法定外繰入金の解消を求めており、全国約8割の自治体では既に解消されているような状況でございます。このような現状において、赤字会計である本町の国民健康保険特別会計で独自の減免制度を導入した場合、減免によって不足した財源を別途どのように確保していくのかといった課題が残ります。

以上3点から、町独自で18歳以下の子供の均等割額の減免規定を設けることは、現状困難であると整理いたしました。

なお、このことは冒頭でも申し上げましたが、国民健康保険制度は法律、政令により事務処理が義務づけられ、全国画一的な運用が求められています。したがって、国が法律において、これら減免規定を導入することが望ましいのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

まず課長が最後に言った国がすべきことではないかという、それは当然そうですし、私たちも最終的には国が行うべきだというふうに思ってます。

ただ、先ほども言ったようにですね、年収400万の世帯でもですね、モデルケースで国保なら40万5,400円、協会けんぽ等であればですね、19万5,264円と2倍からの差があるわけです。やはりそれも、ここには加入してる部分についてはやっぱり低所得者とか、そういった方々が多い中ですね、これだけの保険料を払うということはやっぱり大変な状況ですし、滞納もあります。

そういった方々に対して、特に現在のですね、物価高、円安等でですね、生活が苦しい中で、せめて子供についてはですね、均等割をなくす、生まれた赤ちゃんからもですね、国保税をとるということをやめるといふ、これはやっぱり自治体としてもですね、すべきことではないかというふうに思います。

一般会計から入れるというのが当然のですね、財源しかないわけなんですけど、これは——、国が言ってるのは好ましくないということであって駄目だとは言ってません。2018年からですね、国保の広域化が始まっていますが、この国保の広域化が始まった中でもですね、多くの自治体が子供の均等割についての減免を行っています。進んでいるところはですね、23歳からの減免をしている、そういったところもあります。

今度ですね、国が就学前を半額補助したということで、その中でまた、さらにですね、減免が進んでいるというふうに思います。国もですね、異次元の子育て支援ということを目指するのであれば、やはり児童の軽減対策をですね、町としても先進的にやっていくべきだというふうに思います。財源としてもですね、先ほど言ったように0.06%、その程度ですね、一般会計に占める割合でもあります。そういった点でですね、全国でもですね、軽減措置をとっているという自治体が増えてるところを酌んでですね、18歳未満のですね、軽減措置を芦屋町でも実現していただきたいと思います。

課長の答弁では「しない」ということだったので、そうであればですね、就学児童の軽減ができないのであれば、現在行っている未就学児童の軽減措置の2分の1、これをですね、独自に減免できないのかと。先ほどの報告によればですね、これに対して町が14万1,120円を払っているわけなんですけど、2分の1の減免にすれば町としての予算は56万4,480円になります。56万4,480円という、町の会計一般会計からいえばですね、0.007%です。こういったことをですね、町としてやっぱり、子育て支援や物価高で生活に苦しむ人たちに対して行うという、こういったことはですね、当然すべきではないかというふうに感じますが、この就学児童の軽減についてのお考えを伺います。

○議長 内海 猛年君

令和5年第3回定例会（川上誠一議員一般質問）

執行部の答弁を求めます。住民課長。

○住民課長 溝上 竜平君

このこと、川上議員が今、御要望された件につきましても、先ほどと同様、町の独自の減免規定を導入するということには変わりはありませんので、現状実施は困難であるというふうに考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

現在ですね、コロナの感染もまだ収まってません。さらにですね、物価の高騰が家計と営業を直撃している。命と健康を守る国民皆制度の役割は大きいはずです。国はかつて、国保財源の5割を負担していましたが、今は2割台に減らされており、加入者と自治体の負担は増えています。そもそも社会保障制度としての問題が山積みです。国に対して国保への財政支援を拡充することを求めていることを申し述べて、私の一般質問を終わります。

○議長 内海 猛年君

以上で川上議員の一般質問を終わります。